

第24回期 第4回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和2年10月19日(月) 午後1時30分から午後1時50分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員8人・推進委員10人)

会 長	10番	江田 久男
会長職務代理者	9番	八旗 正紀
委 員	1番	小針 充則
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	関根 辰三
同	7番	薄井 良男
同	8番	鈴木 勝志
推 進 委 員 (浅川・滝輪)		石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)		小宅 善一
同 (里白石・福貴作)		我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)		小針 弘之
同 (大草)		佐川 光一
同 (東大畑・畑田)		白川 清一
同 (山白石)		生田目重好
同 (同)		鈴木 輝雄
同 (染)		岡部 多重
同 (中根松)		市川 喜一

4 欠席委員(委員2人・推進委員1人)

委 員	5番	佐川 健二
同	6番	小室 勝弘
推 進 委 員 (小貫・太田輪)		近藤 近

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

- 6 農業委員会事務局職員
 事務局長 坂本 克幸
 主 事 小松 将広

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>只今から第4回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 先ほど、事務局長よりお話がありました、浅川町町内より新型コロナウイルス陽性の方が出たということで皆様も十分に気を付けて活動を宜しくお願い致します。</p> <p>秋の取れ入りの最中、お忙しいところ浅川町農業委員会総会に出席、ご苦労様です。JA 加算金も中通りの銘柄米、コシヒカリが昨年より600円マイナスの12,100円ということが決まったようです。米の需要減少に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴う在庫増加で取引価格が下落するとの懸念が強まっている点を踏まえて判断したということで、概算金が前年度を下回るのは2014年以来6年ぶりということで農家にとっては打撃が大きいと思われまます。また、心配なことは2020年産米を主食用から飼料用に転換するよう呼びかけるとともに来年春の主食用作付の抑制を促し、需給安定に努めるということが言われています。新型コロナウイルスが早く収束し、本来の姿に戻ることを願わずにはいられません。</p> <p>本日の案件は2件です。また、総会終了後に第一回浅川町農業委員会と関係機関団体との連携会議を開催いたします。皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますよう宜しくお願い申し上げます、あいさつと代えさせていただきます。</p>
会 長	<p>本日の出席委員は10名中8名です。 5番、佐川健二委員、6番、小室勝弘委員より欠席の報告があります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第4回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は11名中10名です。</p>
会 長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>異議なしと認め、1番、小針充則委員、2番、酒井秀忠委員を指名いたします。 次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松主事を指名いたします。 それでは、議事日程第3、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請に</p>

<p>事務局長</p>	<p>対する意見決定について、上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第 8 号①について、染地区推進委員 岡部多重委員の調査報告及び、意見を求めます。</p>
<p>岡部委員</p>	<p>染担当地区の岡部多重です。農地法第 3 条①について、調査結果を報告いたします。</p> <p>譲渡人、***、****さん、譲受人、*、****さん。10月11日、16時より地区担当の八旗正紀委員及び譲渡人、****さんとの電話で調査いたしました。譲受人立ち合い、****さん宅において調査して参りました。</p> <p>****さんは****さんとは近所、隣同士でありまして、申請の理由は****さんが***のため農地の管理が難しくなったので、****さんに土地を引き渡し、耕作してもらいたいということです。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項 1 号から 7 号まで何ら問題なく、許可相当であることを見てきましたのでご審議をお願い致します。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>補足説明いたします。</p> <p>譲渡人、****さん、譲受人、****さんになります。今回の申請地については、譲渡人が 6 月に前所有者である****さんが亡くなったことにより相続を受けた土地になります。</p> <p>譲渡人については、***に在住しているため申請地の管理が難しいことから、申請地に隣接している譲受人に所有権を移転することになったとのことです。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項各号に該当するか否かについてですが、譲受人の経営状況及び従事状況、さらには本議案の取得面積後の経営面積が 2 万 8 千 1 4 6 ㎡となることなどから、いずれにも該当しないものと思われます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので、質疑を許します。議案第 8 号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第 8 号①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>

会 長	<p>全員賛成ですので、議案第 8 号、農地法第 3 条①は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次に同じく、議案第 8 号、農地法第 3 条②について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
会 長	<p>議案第 8 号②について、染地区推進委員 岡部多重委員の調査報告及び、意見を求めます。</p>
岡部委員	<p>はい。農地法第 3 条②について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>譲渡人、*、****さん、譲受人、*、****さん。10月11日、16時30分より地区担当、八旗正紀委員と譲渡人、****さん、譲受人、****さんの立会いの下、調査をして参りました。****さんは****さんと夫婦関係でありまして、申請の理由は****さんが高齢のため農地の管理が難しくなったので****さんに土地を引き渡し、耕作してもらいたいということです。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項 1 号から 7 号まで何ら問題なく、許可相当であることを見てきましたのでご審議の程、宜しくお願い致します。以上です。</p>
会 長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>譲渡人、****さん、譲受人、****さんになります。今回の申請については、夫婦間での所有権の移転であり、農地の一部経営主体を奥さんである譲受人に変更したいとのことでした。</p> <p>夫婦間の農地の異動であり、農作業については変わらず夫婦で行っていくとのことですので、農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものはなく、申請については問題ないかと思われまます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので、質疑を許します。</p> <p>議案第 8 号②について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第 8 号②について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第 8 号 農地法第 3 条②は許可相当と意見決定いたします。</p>

事務局長	<p>次に、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p> <p>【議案朗読】</p>
会長	<p>議案第9号について、大草地区推進委員 佐川光一委員の調査報告及び、意見を求めます。</p>
佐川委員	<p>はい。大草地区担当推進委員の佐川光一です。</p> <p>議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請①に対する調査結果の報告及び、意見を申し上げます。</p> <p>申請人、*****、*****さん。以下、記載のとおりです。</p> <p>9月29日、午後1時より、県中農林事務所職員、町農業委員会事務局及び代理人である行政書士の立会いの下、現地にて調査をして参りました。</p> <p>*****さんは現在耕作していない申請地を一時転用し、盛土を行い、ソバ畑として利用したいとのことです。</p> <p>また、申請地は棚倉町との境に存在し、一体として利用する農地が地続きで棚倉町にあり、同じく棚倉町農業委員会に第4条許可の申請を提出しており、8月の総会で意見決定がなされているとのことです。</p> <p>今回の転用は、農地として利用するための一時転用であり、調査事項については何ら問題ないものと判断して参りました。ご審議の程、宜しくお願い致します。以上です。</p>
会長	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>補足説明いたします。</p> <p>申請者は*****さんになります。申請内容につきましては、申請地を田んぼから畑へ農地改良するとのことで、良質土にて盛土を行いソバ畑として利用するための一時的な転用となります。</p> <p>基本的に、農地改良として盛土が1,000㎡未満であり、高さが概ね1mであれば、農業委員会への届出だけで済みますが、今回の申請については、1,000㎡以上あるため、一時転用となり県知事の許可が必要となります。</p> <p>また、今回の第4条申請ですが、棚倉町にも同じく一時転用で申請がなされています。今回の申請地は棚倉町との境に存在し、棚倉町まで申請人の農地が続いており、一体として利用するとのことで、面積が棚倉町と合わせると10,000㎡を超えます。また、一体的に利用するとのことで、今回の農地は棚倉町に進むにつれて、低くなっており、その分盛土する量が多いため、先ほど地区担当委員からの調査報告にもありましたが、現地調査に県中農林事務所が立会い、土の量が適正かどうか、本当に作付けをするかどうか等の確認した経緯があります。</p> <p>今回の申請地の立地基準ですが、農用地区域内にある農地であり、基本的に転用は不可能ですが、今回は農地として使用するための一時転用であるため問題ありません。</p>

	<p>次に一般基準ですが、事業実施期間が令和3年9月末であり、事業完了後は農地として利用するため問題ありません。</p> <p>また、他の各項目についても、今回は農地として利用するための一時転用であり、適当であると思われます。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので、質疑を許します。議案第9号について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。議案第9号について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第9号 農地法第4条は許可相当と意見決定いたします。</p> <p>次にその他に入ります。皆様からその他なにかございませんか。なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<p>はい。それでは連絡事項を何点か申し上げます。</p> <p>まず、次回の総会につきましては11月17日火曜日、午後1時30分より、こちらの会場で行いたいと思いますので予定の方、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>続きまして、先月の稲作作況調査結果につきましては皆様にお配りしてあります、こちらの結果表の方に記載してございますので、こちらの方ご確認願ひます。</p> <p>また、農地利用状況調査につきましては、暑い中ご協力いただき、大変ありがとうございました。この調査の結果につきましては、全域を取りまとめして今後は活動調査や非農地判断に進むこととなります。なお、もし調査票がまだお手元にあるようでしたら、回収しなければなりませんので提出の方、お願ひしたいと思ひます。</p> <p>最後になりますが、本日この後、第1回の関連団体との連携会議を開催する予定です。15時からということでもまだ1時間以上時間がござひますが、他の出席者の方が15時を目安に来られるかと思ひますので、1時間ぐらいありますがご休憩のほう、お願ひ致します。</p> <p>会場のほう作り直しますので、閉会しましたら、一時退室の方お願ひしたいと思ひます。宜しくお願ひ致します。</p>
会 長	<p>それでは以上を持ちまして第4回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局長	<p>ご起立願ひます。礼。ご苦勞様でした。</p>

--	--

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)